

| 障害者入浴優待利用券

令和3年度の入浴施設優待利用券を3月29日(月)より交付します。

対 64歳以下（3歳度に満65歳になる人を除く）で次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳を持つ人
- ・療育手帳を持つ人
- ・精神障害者保健福祉手帳を持つ人

※介護者（障害者を介護する人）も利用券を使用できますが、介護者だけの入浴はできません。

利用できる施設 あおいパーク浴室、サン・ビレッジ衣浦浴場・プール、高齢者元気ッス館浴室

※各施設は障害者仕様ではありません。

交付枚数 48枚

申 各種手帳を持参し**福祉課社会福祉係** ☎ (95) 9884



土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

問 稅務課固定資産税係 ☎ (95) 9879

令和3年度土地・家屋価格等縦覧帳簿による縦覧を行います。

土地価格等縦覧帳簿には所在・地番・地目・地積・価格が、家屋価格等縦覧帳簿には所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格が記載されています。これにより納税者が、自己の資産の価格とほかの資産の価格を比較できます。

なお、4月下旬～5月上旬に固定資産税課税明細書と納税通知書を同封し、納税義務者へ送付する予定です。

縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)（休日を除く）

縦覧場所 税務課

縦覧できる人 固定資産税の納税義務者、納税義務者と同一世帯の人または納税管理人

※免税点未満の納税義務者を除きます。そのほかの人が縦覧する場合は、委任状が必要です。電話による縦覧内容の照会はできません。



| 福祉タクシー料金助成利用券

令和3年度の福祉タクシー料金助成利用券を3月29日(月)より交付します。

電車やバスなどの交通機関を利用することが困難な障害のある人が、通院などにタクシーを利用する場合、基本料金を助成する利用券を交付します。

対 次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳1～3級を持つ人
- ・療育手帳A・B判定を持つ人
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を持つ人

※自動車税や軽自動車税の減免を受けている人は対象になりません。

交付枚数 1か月当たり2枚

※障害に関係して、週1回以上定期的に通院する場合は割増制度があります。

申 各種手帳を持参し**福祉課社会福祉係**

☎ (95) 9884

無我苑濤々庵 茶会・三曲定期演奏会

問 哲学たいけん村無我苑 ☎ (41) 8522

来年度の濤々庵茶会および三曲定期演奏会は、感染症対策を行なながら開催する予定です。例年とは開催方法が異なるので、注意してください。

濤々庵茶会注意点

- 1 呈茶は時間指定です。呈茶券購入時に希望の日時を聞きます。（①10時～、②11時～、③12時～、④13時～、⑤14時～、⑥15時～ 各席10名定員です。）
- 2 過年度の呈茶券や、呈茶券購入後、日時の変更を希望する場合は、呈茶券を交換するので事務所へ申し出てください。
- 3 お茶を飲む時以外は、マスク着用をお願いします。

三曲定期演奏会注意点

- 1 演奏鑑賞時は、マスクの着用をお願いします。
- 2 入場時に、氏名、電話番号などを所定の用紙へ記入してもらいます。
- 3 来客が10人を超える場合は、入場制限をします。

濤々庵茶会呈茶券の販売

濤々庵茶会の呈茶券は4月2日(金)から無我苑にて販売します。過年度の濤々庵茶会の呈茶券も使用できますが、新しい呈茶券への交換が必要になります。交換も同日から行います。

※新型コロナの状況によっては、中止になる場合があります。